

奈良県告示第三百九十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、奈良県県土マネジメント部道路管理課において告示の日から一月間一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月十八日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 道路の種類 一般県道
- 二 路線名 天理斑鳩線
- 三 道路の区域

路線 番号	区 間	備 考
1 0 9	大和郡山市西町一〇三番五先から 大和郡山市西町一〇五番一先まで 生駒郡安堵町大字岡崎八二番一四 先から 大和郡山市椎木町七四〇番六先ま で	

四 供用開始年月日

平成二十六年三月二十三日